○農林水産省告示第千四百五十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十七年六月四日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　岐阜県岐阜市大字椿洞字釣瓶落一一八九の二六（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省環境省告示第八号

遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成十五年法律第九十七号）第四条第一項の規定に基づき、平成二十七年五月二十二日付けをもって次の第一種使用規程の承認をしたので、同法第八条の規定に基づき告示する。

平成二十七年六月四日

農林水産大臣　林　芳正
環境大臣　望月　義夫

承認番号　15―46Ｐ―0010

承認を受けた者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	日本モンサント株式会社 代表取締役社長　山根精一郎 東京都中央区京橋二丁目５番18号
承認を受けた第一種使用規程	
遺伝子組換え生物等の種類の名称	ステアリドン酸産生及び除草剤グリホサート耐性ダイズ（改変*Pj.D6D*, 改変*Ncr.Fad3*, 改変*cp4 epsps*, *Glycine max* (L.) Merr.）（MON87769×MON89788, OECD UI：MON―87769―7×MON―89788―1）
遺伝子組換え生物等の第一種使用等の内容	食用又は飼料用に供するための使用、栽培、加工、保管、運搬及び廃棄並びにこれらに付随する行為
遺伝子組換え生物等の第一種使用等の方法	―

○経済産業省告示第百二十七号

計量法（平成四年法律第五十一号）第百一条第三項において準用する同法第六十六条の規定によって指定外国製造事業者の指定の効力を失ったことを確認したので、同法第百五十九条第一項第四号の規定に基づき告示する。

平成二十七年六月四日

経済産業大臣　宮沢　洋一

指定番号	指定年月日	失効年月日	事業の区分の略称	外国製造事業者の名称	指定の効力が失効した工場又は事業場の名称及び所在地
二八ＣＮ〇八	平成十七年十一月二十九日	平成二十七年五月七日	血圧計第一類	東莞得康医療制品有限公司	東莞得康医療制品有限公司 中華人民共和国広東省東莞市橋頭鎮逕聯管理区

○農林水産省告示第千四百五十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十七年六月四日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　佐賀県唐津市厳木町岩屋字野口一四一八の一四

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　鉱業用地とするため

○国土交通省告示第六百九十八号

一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域の指定（仙台市、秋田交通圏及び熊本交通圏）事案（事案番号平二十七第五〇〇一号、平二十七第五〇〇二号及び平二十七第五〇〇四号）については、平成二十七年五月二十六日付け国運審第十号、第十一号及び第十二号により、運輸審議会から、指定することは適当である旨の答申があったので、運輸審議会一般規則（昭和二十七年運輸省令第八号）第二十九条の規定により、これを告示する。

なお、答申書の内容は、運輸審議会において、閲覧に供する。

平成二十七年六月四日

国土交通大臣　太田　昭宏

○国土交通省告示第六百九十九号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第四十八条第二項第二号の規定に基づき、学校の木造の校舎の日本工業規格を指定する件（平成十二年建設省告示第千四百五十三号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年六月四日

国土交通大臣　太田　昭宏

本則中「一九九三」を「二〇一五」に改める。

附　則

1　この告示は、公布の日から施行する。

2　改正後の平成十二年建設省告示第千四百五十三号の規定の適用については、日本工業規格Ａ三三〇一（木造校舎の構造設計標準）―一九九三は、日本工業規格Ａ三三〇一（木造校舎の構造設計標準）―二〇一五とみなす。

○国土交通省告示第七百号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二十条の七第一項第一号及び第二号の規定に基づき、第一種ホルムアルデヒド発散建築材料を定める件等の一部を次のように改正する。

平成二十七年六月四日

国土交通大臣　太田　昭宏

（第一種ホルムアルデヒド発散建築材料を定める件の一部改正）

第一条　第一種ホルムアルデヒド発散建築材料を定める件（平成十四年国土交通省告示第千百十三号）の一部を次のように改正する。

制定文中「第二十条の五第一項第三号」を「第二十条の七第一項第二号」に改める。

第一号イ中「構造用合板」の下に「、化粧ばり構造用合板」を加え、同号ヌ(1)及び(2)中「住宅用人造鉱物繊維断熱材」を「建築用断熱材」に改め、同号カ中(4)を(6)とし、(3)を(5)とし、(2)の次に次のように加える。

(3)　インシュレーションファイバー断熱材（ＪＩＳ　Ａ九五二一（建築用断熱材）に規定するインシュレーションファイバー断熱材の規格に適合するもののうち、そのホルムアルデヒド放散がＦ☆☆☆☆等級の規格に適合するものを除く。）

(4)　フェノールフォーム断熱材（ＪＩＳ　Ａ九五二一（建築用断熱材）に規定するフェノールフォーム断熱材の規格に適合するもののうち、そのホルムアルデヒド放散がＦ☆☆☆☆等級及びＦ☆☆☆等級の規格に適合するものを除く。）

（第二種ホルムアルデヒド発散建築材料を定める件の一部改正）

第二条　第二種ホルムアルデヒド発散建築材料を定める件（平成十四年国土交通省告示第千百十四号）の一部を次のように改正する。

制定文中「第二十条の五第一項第四号」を「第二十条の七第一項第二号」に改める。

第一号イ中「構造用合板」の下に「、化粧ばり構造用合板」を加え、同号ヌ(1)及び(2)中「住宅用人造鉱物繊維断熱材」を「建築用断熱材」に改め、同号カ中(4)を(6)とし、(3)を(5)とし、(2)の次に次のように加える。

(3)　ＪＩＳ　Ａ九五二一（建築用断熱材）に規定するフェノールフォーム断熱材の規格に適合するもののうち、そのホルムアルデヒド放散がＦ☆☆☆等級の規格に適合するフェノールフォーム断熱材

附　則

この告示は、公布の日から施行する。